

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

他保険優先適用特約条項

(各種特別約款用)

第1条 (他保険契約等との関係)

- (1) 他の保険契約等がある場合は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当社は、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第4条（責任の限度）（1）の規定の適用において、当社は、他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額とみなします。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。